

特殊詐欺被害について

～還付金詐欺編～

市役所や金融機関などの職員を名乗り、医療費や保険料などの還付金があるように装ってATMまで誘い出し、携帯電話で言うとおりに操作させることで、他人の口座に振り込みをさせて、お金をだまし取るものです。

実際に、津山警察署管内においても、今年の5月に、市役所の職員と名乗る犯人から「**介護保険料の払い戻しがある。**」等と言った電話があり、携帯電話で通話をしながらATMを操作させてお金をだまし取った還付金詐欺の被害が発生しています。**また、町内でも同様の手口で数件の電話が掛かっています。十分気を付けてください。**

携帯電話で通話しながらATMを操作している人を見かけたら、声をかけていただき、津山警察署に通報をお願いします。



道路交通法改正について

令和5年7月1日から原動機付自転車の定義が整備され、**特定小型原動機付自転車（特例特定小型原動機付自転車を含む）**が新設されました。ルールが多くあるので要注意です！

特定小型原動機付自転車とは次の基準を全て満たすものを言います！

◎車体の大きさ

長さ：190センチメートル以下 幅：60センチメートル以下

◎車体の構造

時速20キロメートルを超えて加速できない構造であること、走行中に最高速度の設定を変更することができないこと、オートマチック・トランスミッション（AT）であること、最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの)が備えられていること等



注意事項

- ・16歳未満の者は運転禁止、保安基準への適合等が必要、飲酒運転の禁止
- ・乗用車ヘルメットの着用（努力義務）、交通事故時には届け出が必要
- ・通行する場所や通行方法は自転車や一般原付とは大きく異なります！
- ・交通ルールをよく確認しましょう。

お問い合わせ先

津山警察署 電話(0868)25-0110

鏡野町くらし安全課 電話(0868)54-2621

海の事故ゼロキャンペーン

夏場に多発している海の事故を防止するため、毎年、**7月16日(日)から7月31日(月)までの16日の期間中**、「**海難ゼロへの願い**」をスローガンに官民の関係者が一体となって次の事項について重点的に海難防止活動を実施しています。

自分の命を自分で守るための3つの基本+

- ① ライフジャケットの常時着用（海に浮くこと）
 - ② 連絡手段の確保（スマートフォンや携帯電話を防水ケースに入れて持つこと）
 - ③ 海の緊急電話118番（救助要請をすること）
- + 家族等へ帰港・帰宅予定時刻を伝える（捜索救助の早期行動につながる）



海難防止強調運動玉野地区推進連絡会議

お問い合わせ先

玉野海上保安部 交通課 電話(0863)32-3589

※海難防止強調運動玉野地区推進連絡会議とは、岡山県東部地区にある海事関係の会社、漁協等及び国、県等の行政機関で構成される海難防止を推進する団体です。